

民生委員を通じた閉じこもり高齢者把握の可能性

スギサワ ヒデヒロ イシカワ ヒサノリ スギハラ ヨウコ
杉澤 秀博* 石川 久展^{2*} 杉原 陽子^{3*}

目的 閉じこもり高齢者の把握ルートの一つに民生委員によるものがある。しかし、民生委員を通じた把握がどの程度可能か、それに伴う問題点は何かを分析した研究はほとんどない。本研究では、第1に、民生委員が意識的に把握および報告活動を行うことで、閉じこもり高齢者の把握がどの程度可能か推定すること、第2に、民生委員による把握および報告に伴う困難を質的分析により明らかにすること、の2点である。

方法 調査対象は、民生委員協議会から閉じこもり高齢者の把握および報告に協力が得られた関東地方の一市の地区であった。民生委員を通じた把握率の推定は次の3段階で行った。第1に、対象地区の高齢者の確率標本を対象とした量的調査により閉じこもり高齢者数を推定する。第2に、当該地区の民生委員に閉じこもり高齢者の把握および報告活動を2か月間意識的に実施してもらう。第3に、民生委員によって閉じこもり高齢者として報告されたケースが閉じこもりであるか否かを評価し、「民生委員を通じた把握数」を確定させる。第4に、量的調査で把握した「閉じこもり高齢者の推定数」に対する「民生委員を通じた把握数」の比率で把握率を求める。把握および報告活動に伴う問題点の解明は、把握および報告活動に参加した民生委員を対象としたフォーカスグループインタビューに基づきKJ法を用いて行った。

結果 民生委員を通じた把握率は1.4%であった。民生委員が把握および報告をする際に直面する困難には、「把握の機会が乏しい」と「報告をためらう」があった。

結論 民生委員を通じた閉じこもり高齢者の把握率は低いものの、協力を得ることで現在よりも多くのケースが把握可能となることが示唆された。民生委員を通じた把握率を高めていくには、民生委員の日常の活動負担の軽減、ケースとして報告しても住民との関係性が害されないように匿名性が確保される必要があることが示唆された。

Key words : 閉じこもり高齢者, 把握, 民生委員, 量的・質的研究

I 緒 言

閉じこもりの予防・支援は、特定高齢者施策におけるサービスの1つに位置づけられている。厚生労働省の基準では、「週に1回未満の外出頻度」の人と定義されている。閉じこもりについては、要支援・要介護状態、あるいは死亡への移行のリスク要因であることが実証されており^{1,2)}、このような知見に基づき閉じこもりの早期把握と介護予防サービスの提供の重要性が強調されている。

閉じこもりの予防・支援対策には、まず第1に、閉じこもりの発生そのものを予防する1次予防がある。1次予防の対策を構築するには、そのリスク要

因を特定することが必要であることから、身体的、心理的、社会・環境的な側面から多角的にリスク要因の検討が行われてきている³⁾。加えて、2次予防として、閉じこもり高齢者の把握と支援サービスへのアクセスを確保することも重要な政策課題となっている。把握については、閉じこもりを含む特定高齢者について、「本人・家族からの相談」、「住民・民間組織からの情報提供」、「他部局との連携」、「要介護認定の非該当者」、「関係機関からの情報提供」、さらに「特定健診などの実施」がルートとして示されている。しかし、健診以外の方法については、特定高齢者の把握にどの程度有効であるか、課題は何かについて、検討がほとんど行われていない。

福祉供給体制が申請主義の下で行われている中では、民生委員はアウトリーチの最先端機関としての役割が期待されている⁴⁾。申請主義体制の下で要介護者が福祉サービスを受けるための前提として、①自己の福祉ニーズを自覚すること、②サービス利用

* 桜美林大学大学院老年学研究科

^{2*} 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科

^{3*} 東京都健康長寿医療センター研究所福祉と生活ケア研究チーム

連絡先：〒194-0294 東京都町田市常盤町3758

桜美林大学 杉澤秀博

の動機づけをもつこと、③サービスの所在や窓口、手続きなどについて一定の知識を有すること、④申請手続きを行うために必要な移動能力を持つことなどが求められる。民生委員に期待されるアウトリーチの役割は、まずは、潜在化しているニーズを掘り起こし、それを当事者に自覚させることにある。セルフネグレクトについて、孤立死予防に積極的に取り組んでいる12の自治体を対象に、セルフネグレクトの事例報告を依頼したところ、10ケースが報告され、そのうち把握のきっかけが民生委員によるものが5ケース、他機関からの情報連絡によるものが4ケースであったことが示されている⁵⁾。つまり、セルフネグレクトの報告ケース数は少ないが、その中では民生委員が大きな割合を占めていることが明らかにされている。閉じこもり高齢者については、その支援へのニーズを掘り起こし、介護予防サービスの利用へとつなげていくことに、民生委員は有効な役割を果たすことができるのであろうか。

厚生労働省の調査では、生活機能評価以外のルートで把握された特定高齢者の割合が全体の9.4%と報告されており⁶⁾、現時点では民生委員も含めた特定健診以外のルートでの把握がそれほど機能していないことが示唆されている。加えて、ニーズをもつ対象者の把握や地域住民に関する情報入手に際して民生委員が多く困難を抱えていることについては、工藤⁷⁾、山村^{8,9)}が明らかにしている。つまり、民生委員を活用して閉じこもり高齢者を把握する方法が妥当か否かを検討する時期にきているといえよう。しかし、閉じこもり高齢者を含む特定高齢者の把握に際して、民生委員が有効なルートなのか、把握および報告に際して民生委員がどのような困難に直面しているかについては、ほとんど検討がなされていない。

本研究の目的は、第1に、民生委員を通じた閉じこもり高齢者把握の可能性を、民生委員に意識的に把握および報告活動に取り組んでもらうことを通じて量的に評価すること、第2に、民生委員が閉じこもり高齢者の把握および報告活動に取り組む際の困難について質的に分析することにある。

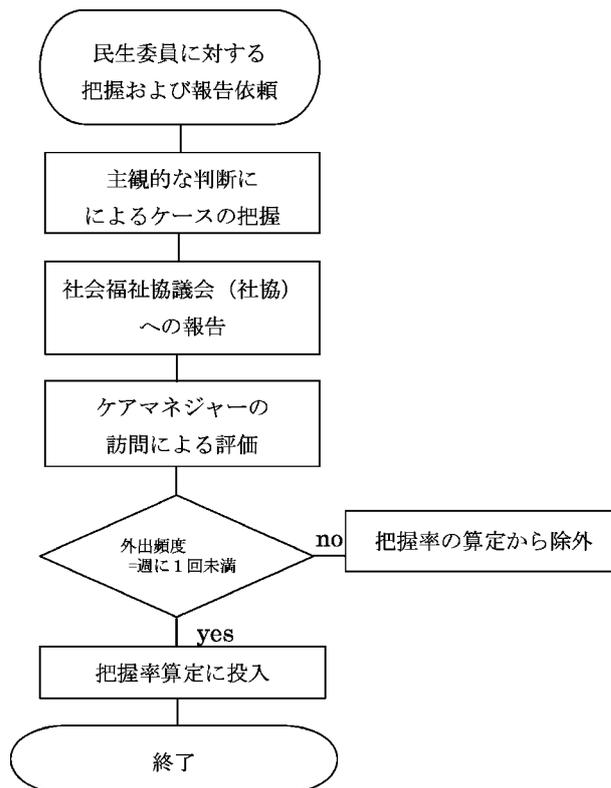
II 方 法

1. 民生委員による閉じこもり高齢者の把握および報告への意識的な取り組みの評価

1) 取り組みの方法

A市のA地区において、2006年2月に、民生委員に呼びかけ、担当地区における閉じこもり高齢者の把握および報告を依頼した。地区の民生委員数は22人であった。図1は、民生委員を通じた把握プロ

図1 民生委員を通じた把握プロセスのフローチャート



セスのフローチャートを示したものである。

①把握および報告の依頼にあたっては、民生委員への動機づけのため、『閉じこもり予防への取り組み』というタイトルのパンフレットを作成し、地区協議会の例会で民生委員に配布・説明した。このパンフレットには、介護予防の目的、介護予防の対象、閉じこもりの定義、閉じこもりがなぜ問題か、などを記載した。民生委員には、説明の際に、閉じこもりの定義（「週に1回未満の外出頻度」）を周知した。②ケースの把握は、民生委員の主観で閉じこもりと判断した人について行うように依頼した。なぜなら、把握の時点では、民生委員は閉じこもりであると客観的に評価できる情報を持っていないからである。③報告先は社会福祉協議会であり、『報告シート』（「発見までの経過・きっかけ」、「閉じこもりと思った理由」、「訪問の際の注意点・その他」といった項目で構成）を用いて報告するよう依頼した。集約は2006年4月中旬を目処に行ったため、把握および報告に充当した期間は約2か月であった。④報告されたケースが閉じこもりか否か、つまり「週に1回未満の外出頻度」であるか否かを確認するため、社会福祉協議会のケアマネジャーが報告されたケースの自宅に直接訪問し、本人や家族から外出頻度について直接聞き取りを行った。その結果、「週に1回未満の外出頻度」と確認された事例のみ、

把握率の算定の際の閉じこもりとして数えた。以上のように、本研究では、民生委員が把握していても報告していないケースについては、民生委員を通じた把握数からは除外した。

A市は千葉県の北西部に位置し、人口約13万人、東京に勤務する人たちのベッドタウンである。高齢化率は国勢調査のデータによると2005年では18.0%と全国の20.2%と比較して低い。10万人当たりの民生委員数は2005年では125人と全国の民生委員の177人と比較して低い。本研究で対象としたA地区は、10万人当たりの民生委員数は150人以上と、市内7地区の中では最も高い地区であった。

2) 民生委員を通じた把握の量的評価

民生委員によって報告されたケースのうち、2006年6～7月にケアマネジャーからの情報によって「週に1回未満の外出頻度」という閉じこもりの高齢者の定義に該当すると判断されたケース数を分子に、当該地区における閉じこもり高齢者数の推計値を分母にして、民生委員を通じた把握率を算出した。

地区の閉じこもり高齢者数の推計値は次のように推測した。A地区の70歳以上の高齢者3,152人からほぼ3分の1の抽出確率で1,034人を無作為に抽出し、そこから要介護認定者を除いた896人を対象に郵送調査を実施した。70歳以上を対象としたのは、以下2つの理由からであった。第1に、高齢者の中でも年齢が高い人で閉じこもりの出現割合が高くなるため³⁾、閉じこもりリスクが高い集団における把握に民生委員がどの程度有効であるか評価できると考えたこと、第2に、民生委員に対して担当地区に居住する70歳以上の住民の名簿が市から提供されていたことから、この年齢層の閉じこもり高齢者を把握しやすいと考えたことによる。

調査は2006年2月に行い、回収数は718人、回収率は80.1%であった。回答者については、高齢者本人が健康上の理由などで回答できない場合には、家族などによる代筆、代理回答を依頼し、できるだけ多くの対象者から情報を得るように工夫した。代理回答を含む回答者中の閉じこもり割合が7.7%であり、当該地区における70歳以上の人口（認定者を除く）が2,810人（3,152人（高齢者総数）-342人（認定者））であったことから、閉じこもり高齢者数を216人と推定した。

3) 民生委員による閉じこもり高齢者の把握および報告に伴う困難

民生委員が閉じこもり高齢者を把握し、報告する活動を行うにあたり、どのような困難を抱えているかを明らかにするため、把握および報告への協力を依頼した民生委員を対象にフォーカスグループイン

タビューを実施した。グループ数は2グループであった。2グループともインタビューは2006年の7月に行った。1つのグループは8人で構成し、性別では全員が女性、年齢構成は60歳代が4人、40歳、50歳、70歳代が各1人（1人無回答）、民生委員の経験年数は5年未満と10年以上が各4人であった。もう1つのグループは11人で構成し、性別では全員が女性、年齢構成は60歳代が6人、50歳代が5人、民生委員の経験年数は5年以上9年未満が7人、5年未満が2人であった。

フォーカスグループインタビューから逐語録を作成し、そのデータをグループKJ法¹⁰⁾に基づき以下のステップで質的に分析した。第1ステップはラベルの作成であった。逐語録に基づき、1つ1つが一つの意味内容をもつようにラベルを作成した。この作業は2人で行い、1人がラベルを作成し、他の1人が作成したラベルの表現が適切であるか、意味内容が明確か否かを確認した。ラベルに問題がある場合には2人で議論し、修正した。第2ステップはラベル集めであった。この作業はラベルの作成を担当した2人で行った。作業手順は次の通りであった。ラベルをほぼ同数2人に割り振ったうえで、作業者のうち1人が手持ちの任意のラベルを読み上げ、それを大きな紙の上に置く。作業者2人それぞれが、そのラベルと同じ意味内容のラベルが自分の手持ちのラベルにあれば、出されたラベルのところに手持ちのラベルを置く。置いたラベルが同じ意味内容かどうかについて他の1人が不適格と判断した場合には、2人で議論し、修正する。この作業の終了後、今度はもう1人の作業者が残りの手持ちのラベルから任意に1つを取り出し、それを読み上げ、先ほどの紙のところに置く。その後は上記と同じ作業を繰り返す。このような作業によってラベル集めを行い、ラベルのセットを作った。第3ステップは表札づくりであった。各ラベルのセットについて、2人で議論し、表札をつけた。さらに、その表札をもとに、同じ意味内容の表札を集め、2段目のグループ編成を行った。本研究のグループ編成は2段目で終了となった。この作業も2人で議論しながら行った。

2. 倫理的配慮

本研究では、高齢者に対する量的調査および民生委員に対するグループインタビューのいずれについても、調査に協力するか否かは自由意思に基づくこと、収集したデータの適切な保管・管理を徹底すること、データの解析結果の公表に際してはプライバシーを保持することを遵守した。さらに、民生委員に対するフォーカスグループインタビューの録音についての了解を参加した民生委員から得た。以上の

ことについて、桜美林大学倫理委員会の承認を得た。

Ⅲ 結 果

1. 民生委員を通じた閉じこもり高齢者把握の量的評価

2006年4月の集約の時点で民生委員から閉じこもり高齢者として報告されたケース数は13であった。ケアマネジャーからの情報に基づき評価した結果、70歳以上の閉じこもり（外出の頻度が1か月に1回未満）高齢者は3ケースであった。当該地区の70歳以上の高齢者（要介護認定者は除外）を対象に実施した調査によれば、閉じこもり高齢者数は216人と推計されることから、民生委員を通じた把握率は1.4%となる。この中には、健診の機会や通院中の医師から、閉じこもりとして指摘されていた人はいなかった。

2. 閉じこもり高齢者の把握および報告に伴う困難に関する質的分析

表1には、把握および報告に伴う困難に関する分析結果を示した。以下の記述は、[]が1段目のグループ編成の結果として得られた困難、【 】が2段目のグループ編成の結果として得られた困難であった。「 」は実際の発言内容である。表1に示したように、2段目のグループ編成の結果、【把握の機会に乏しい】【報告をためらう】という、把握と報告に伴う困難がそれぞれあることが明らかにされた。さらに、この2つの困難はインタビューした2グループに共通して見いだされた。

【把握の機会に乏しい】は、1段目のグループ編

表1 民生委員による把握および報告に伴う困難—KJ法による—

1段目のグループ編成	2段目のグループ編成
住民が民生委員と関わることを躊躇(2)	
建物の構造上、居住者と接触できない(2)	把握の機会に乏しい(2)
閉じこもりだから見えにくい(2)	
担当する住民が多く、目が届かない(1)	
本人が人との接触を嫌っている(2)	
家族が嫌がる(2)	報告をためらう(2)
閉じこもりというレッテルを張りたくない(1)	

注) ()内の数字は、表札が生成されたグループ数を示している。

成の結果である[住民が民生委員と関わることを躊躇]、[建物の構造上、居住者と接触できない]、[閉じこもりだから見えにくい]、[担当する住民が多く、目が届かない]という4つの下位の表札から生成された。[住民が民生委員と関わることを躊躇]、[建物の構造上、居住者と接触できない]、[閉じこもりだから見えにくい]の3つの下位の表札は、インタビューした2グループに共通して見いだされ、残り1つの下位の表札は1グループのみで見いだされた。

1) [住民が民生委員と関わることを躊躇]については、「古い人たちは民生委員さんにお世話になりたくない」、「民生委員が来たとか何かで嫌な面があるのかもわかりません」といった発言から導きだされた。すなわち、民生委員に対しては、福祉だから人目を気にする、あるいは民生委員をあてにしないという意識から、民生委員との接触を避ける人がいるため、このような人に対しては民生委員が把握の機会を持ちにくいというものであった。

2) [建物の構造上、居住者と接触できない]とは、「普通のお家だったならば、ちょっとおじいちゃんをみかけたとか、様子が分かるけど、マンションになるとそれも全然ない」という発言にみられるように、マンションなどでは、民生委員が日ごろから自由に出入りし、そこに住む住民と接触したり、生活の様子を知ることが難しい。このような事情が把握の機会を乏しくしているというものであった。他方では、「管理人さんから結構お話を伺えるんです。ただ、頼みの綱の管理人さんがお引越しまさって、今誰も居ないんですよ」というように、マンションの住民の状況を把握しようと努力している民生委員もいた。

3) [閉じこもりだから見えにくい]については、「ただ隠れている方をどういふふうにして探せばいいかというすべが今はまったく見えないんです」、「閉じこもりは分からない。会うってということがないので。中に入っておられるから、いくらシニアの活動しても接する機会がないんです」というように、閉じこもりの状態像そのものが把握を困難にしているというものであった。

4) [担当する住民が多く、目が届かない]に関しては、「すごく多いんです、担当が。500以上ですからね。前はもっと多かったんじゃないんですか」という発言に見られるように、担当する住民の数が多いため、住民の様々な問題に対応せざるを得ず、閉じこもりの把握にまで手が回らないといった問題であった。

【報告をためらう】という表札は、1段目のグルー

ブ編成である[本人が人との接触を嫌っている]、[家族が嫌がる]、[閉じこもりというレッテルを張りたくない]という3つの下位の表札から生成された。[本人が人との接触を嫌っている]と[家族が嫌がる]という2つの下位の表札はインタビューした2グループに共通して見いだされ、残り1つの下位の表札は1グループのみで見いだされた。

1) [本人が人との接触を嫌っている]については、「『おれはいいんだよ。人と会うのが嫌だから、ひとりにさせておいてもらった方がいい』と、その方のところへ伺っても、きっと取り合ってくれない」、「人嫌いというか、もうそれが生活習慣で、静かに暮らしていることの方がその方には合っていて、余計なことかなと思う」という発言から生成された。すなわち、民生委員が閉じこもりらしい高齢者を把握しても、その人が他人との接触を嫌っている場合、それを報告しても問題の改善につながらないと考えてしまう。このような思いが報告を躊躇させているというものであった。

2) [家族が嫌がる]については、民生委員が閉じこもりらしい高齢者を把握しても、家族の意向を考慮し、報告を躊躇するというものであった。家族の意向には、「そんなところへ行ったら余計なことしゃべられるのか、お嫁さんは心配している」というように、高齢者を通じて家のプライバシーが表に出ることを警戒したり、「日中独居でちょっとお寂しそうなんですけど、行くと息子さんにばれると怒られるんですね」というように家族以外の人との接触を好ましいと思っていないというものがあつた。

3) [閉じこもりというレッテルを張りたくない]については、「民生委員さんに閉じこもりと思われる、『あの方、そう思ってたんだ』と思われるのはちょっと心苦しかったので」「『閉じこもりだから来るのよ』とはとてもいけません。その閉じこもりという言葉を使えません、わたし」という発言にみられるように、閉じこもりらしい高齢者を把握していても、閉じこもりというマイナスの評価をすることに後ろめたさを感じるものが、報告の妨げとなっているというものであった。

Ⅳ 考 察

本研究では、民生委員の協力をえて、約2か月にわたり意識的に閉じこもり高齢者の把握を行った。その結果、把握率は1.4%であった。さらに、把握されたケースは健診やかかりつけ医など他のルートでは閉じこもりであると指摘されていなかった。厚生労働省の統計では、特定高齢者として把握された人たちの把握経路として民生委員からの情報提供が

占める割合は0.16%であった¹¹⁾。本研究のように特定高齢者として把握されない人も分母に含めた場合には、この割合はもっと低くなるであろう。本研究の結果は、民生委員を通じた閉じこもり高齢者の把握率は、民生委員の努力によってこれまでよりも向上する可能性があることを示唆している。

しかし、本研究で把握率を推定するために用いた閉じこもり高齢者の出現割合が実際よりも低かったため、把握率が実際よりも高く推定された可能性がある。閉じこもり高齢者の出現割合を調べた既存の調査では、65歳以上の高齢者における閉じこもり高齢者の出現割合が10~15%とする報告が多く³⁾、70歳以上を対象とした本研究の出現割合よりもかなり高い値であった。これは、閉じこもり高齢者の出現割合を算出するための調査に関して、自記式の郵送法を採用したことから、調査票の未回収者の中に閉じこもり高齢者が多く含まれていたことが原因と思われる。つまり、現実には把握率が1.4%を下回る可能性もあることから、現時点における主たる把握ルートである特定健診の補完的なルートとして、民生委員を通じた把握を活用していくことも一案と思われる。

民生委員の閉じこもり高齢者の把握および報告に伴う困難について、本研究では民生委員に対する質的調査に基づき分析した。分析の結果、【把握の機会に乏しい】と【報告をためらう】という2つの大きな困難な点が抽出された。民生委員を対象とした既存の研究では、地域住民に関する情報が入手しづらいこと、その理由として行政が把握している情報がプライバシー保護の観点から民生委員に提供されなくなったことが影響していると指摘されている^{12,13)}。しかし、そもそも行政すら把握していないケースについては、それを把握する際に民生委員がどのような困難や制約を抱えているかについては、民生委員を対象とした量的調査において「問題を抱える家庭の実態が分からない」という訴えが多いことが示されているものの¹⁴⁾、その原因や背景はとらえられていない。唯一、工藤⁷⁾が高齢の転入者に対する民生委員のかかわりの側面から検討しているに過ぎない。工藤は質的な分析に基づき、高齢の転入者にかかわる際の問題をカテゴリー化した結果、「情報把握が大変」（「公営住宅における情報把握の困難」、「家族の世間体」、「情報を得にくい地域特性」などのサブカテゴリーから構成）、「訪問しにくい」（「偏見による訪問拒否」などのサブカテゴリーから構成）といった課題を抽出している。さらに、「情報を得にくい地域特性」については、戸数が少ないが範囲が広いので大変といった民生委員の活動エリ

アの広さに関する発言を事例として紹介している。以上の課題は、本研究において明らかにされた【把握の機会に乏しい】（「民生委員と関わることを躊躇」、「建物の構造上、居住者と接触できない」、「閉じこもりだから見えにくい」、「担当する住民が多く、目が届かない」という4つの下位の表札から生成）という把握に伴う困難と共通しており、把握の機会に乏しいというのは閉じこもり高齢者に限定的な問題ではないことが示唆された。

本研究では、新しく【報告をためらう】という課題も抽出された。それを構成する下位の表札である「家族が嫌がる」という点については、工藤が「情報入手が困難」ということで捉えてはいるが、閉じこもりに関しては報告を躊躇させることと関係していた。さらに、閉じこもりについては、「本人が他人との接触を嫌がっている」というように、民生委員は閉じこもりらしいケースを把握していても、本人が拒絶的なことから、報告することを躊躇し、結果として行政の把握につながっていないという課題も新しく抽出された。このように民生委員が閉じこもりらしいケースを把握していても報告しないという理由を考えるならば、それを克服するための明確な方向性が出されていない場合には、民生委員に安易に寄りかかった方法での把握は効果的とはいえない。

民生委員が閉じこもりらしい高齢者を把握する機会に乏しいという課題は、以下のような制度的な背景をもっている。民生委員の業務は関係機関への協力活動と自主活動に大きく類型できる¹⁵⁾。協力活動とは、社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所その他の関係機関の業務に、民間奉仕者として外部から協力することである。具体的には、生活保護、身体障害者、児童および母子福祉、老人福祉、知的障害者福祉、婦人保護、生活福祉資金貸付の各行政の事務について、「要援護者の発見」、「連絡・通報」、「担当者の協力」、「後指導・育成」、「制度のPR」、「証明事務」という点で協力が要請されている¹⁶⁾。この行政協力事務は関係省庁の縦割り行政の中で増加の一途をたどっており、さらに、複雑で深刻なケースを抱え、その解決に窮することも少なくない中で、肉体的精神的に負担を感じている民生委員も少なくないと指摘されている¹⁷⁾。以上のような民生委員が抱えている日常業務の大変さの軽減策を考えることも閉じこもり高齢者の把握率を高めることに貢献するであろう。

以上、要約するならば、本研究では、民生委員の意識的な把握および報告の取り組みにより閉じこもり高齢者の把握率を高めることができる可能性があ

ること、民生委員を通じて把握率をより高めていくには、民生委員の日常の業務負担の軽減や民生委員と閉じこもり高齢者との関係に支障のないように報告した民生委員の匿名性に配慮することが必要であることが示唆された。

最後に今後の課題を示したい。それは、民生委員の特性による把握率（報告に至ったケースに基づく把握率）の違いを検討するという課題である。民生委員によって活動のスタイルや住民との関係に差がみられる可能性があることから、そのことによって把握率に差が生じている可能性がある。本研究では、この課題に関して、民生委員に関する特性の情報を収集していなかったため検討できなかったが、この課題を明らかにすることが、閉じこもり高齢者の把握に役立つ民生委員の活動のあり方への示唆を得ることになる。

本研究は、平成17～18年度 厚生労働科学研究補助金政策研究推進事業「地域住民の力を活用した地域福祉活動の展開と評価」（主任研究者 杉澤秀博）の研究の成果の一部である。この研究事業では、ホールファミリーケア協会の鈴木絹英氏・山田豊吉氏、リサーチレジデントの中西泰子氏（現在、相模女子大学）、さらにご協力いただいた自治体の社会福祉協議会、民生委員、自治体職員の方々から多大なご助力をいただいた。心から感謝申し上げます。

（受付 2011. 6. 3）
採用 2012. 3.19）

文 献

- 1) 藺牟田洋美, 安村誠司, 藤田雅美, 他. 地域高齢者における「閉じこもり」の有病率ならびに身体・心理・社会的特徴と移動能力の変化. 日本公衆衛生雑誌 1998; 45(9): 883-892.
- 2) 渡辺美鈴, 渡辺丈真, 松浦尊磨, 他. 自立生活の在宅高齢者の閉じこもりによる要介護の発生状況について. 日本老年医学雑誌 2005; 42(1): 99-105.
- 3) 「閉じこもり予防・支援マニュアル」分担研究班. 閉じこもり予防・支援マニュアル(改訂版). 2009. <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/dl/tp0501-1g.pdf> (2012年4月26日アクセス可能)
- 4) 古川考順. 福祉ニーズ=サービス媒介者としての民生児童委員: 民生・児童委員活動の実態と今後のあり方に関する調査(報告その3). 日本社会事業大学社会事業研究所年報 1990; 26: 179-197.
- 5) ニッセイ基礎研究所. 平成22年度老人保健健康増進等事業 セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書. 2011. <http://www.nli-research.co.jp/report/misc/2011/sn110421.pdf> (2012年4月26日アクセス可能)
- 6) 厚生労働省老健局老人保健課. 介護予防事業の実施

- 状況の調査結果と特定高齢者把握のための効果的な取組の分析. 2006.
http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1c-02_02.pdf (2012年4月26日アクセス可能)
- 7) 工藤禎子. 転入高齢者に対する民生委員の関わりの実際と支援のあり方. 北海道医療大学看護福祉学部紀要 2005; 12: 53-60.
- 8) 山村史子. 小地域福祉活動における民生委員の役割に関する考察: 情報収集の困難性をめぐって. 桜花学園大学人文学部研究紀要 2009; 11: 101-110.
- 9) 山村史子. 小地域福祉活動における民生委員の情報収集に関する考察: 情報収集の困難性をめぐって. 桜花学園大学人文学部研究紀要 2010; 12: 133-142.
- 10) 川喜田二郎. KJ法: 混沌をして語らしめる. 東京: 中央公論社, 1986; 195-212.
- 11) 厚生労働省老健局老人保健課. 平成19年度介護予防事業報告. 2009.
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/dl/tp0417-1a.pdf> (2012年4月26日アクセス可能)
- 12) 竹田由美子, 片平信子, 北岡英子, 他. 地域における民生委員と保健機関との協働に関する基礎的研究: Y市S地区の聞き取り調査から. 神奈川県立保健福祉大学誌 2006; 3(1): 97-104.
- 13) 三橋美和, 榎本妙子, 福本 恵. 民生委員・児童委員の子育て支援活動に関する実態調査: 母子保健活動との連携の視点から. 京都府立医科大学看護学科紀要 2008; 17: 101-110.
- 14) 中谷敬明, 米本 清, 三上邦彦, 他. 岩手県における民生委員・児童委員活動の現状と課題. 岩手県立大学社会福祉学部紀要 2009; 11(2): 35-44.
- 15) 渡辺武男. これからの民生委員・児童委員活動の役割と課題: 行政・他機関との連携と福祉の風土づくりをめざして. 社会福祉研究 1999; 76: 9-15.
- 16) 嘉陽正倫. 民生委員のボランティア性に関する一考察. やまぐち地域社会研究 2009; 7: 259-270.
- 17) 森 征子. 民生委員活動の困難さに関する考察: メンタルヘルスケアという視点から. 武蔵野大学大学院人間社会・文化研究 2010; 4: 61-71.
-

Possibilities for detection of homebound elderly people through the welfare commissioner (Minsei-iin)

Hidehiro SUGISAWA^{*}, Hisanori ISHIKAWA^{2*} and Yoko SUGIHARA^{3*}

Key words : homebound elderly people, detection, welfare commissioner, quantitative and qualitative study

Objectives The purposes of this study were (1) to evaluate the percentage of homebound elderly people that could actually be detected through commissioners who consciously tried to detect and provide information regarding these people, and (2) to identify difficulties that commissioners experienced when attempting to detect and provide information about such people.

Methods This study was conducted in one of the districts of a city in Kanto area. The percentage of detection of homebound elderly people was calculated by following the 3 steps described below. First, the number of homebound elderly people was estimated by using the probability sample survey on elderly people living in the district. Second, detection and information activities were conducted by the commissioner in the district over a 2-month period. Finally, the detection rate through the commissioner's efforts was calculated. The detection rate was calculated by dividing the number of homebound elderly people detected through commissioners by the estimated number of homebound elderly people in the district. The difficulties that commissioners experienced were analyzed by using the KJ method to analyze qualitative data obtained from focus group interview surveys for commissioners.

Results The commissioners actually detected and reported 1.4% of homebound elderly people. The difficulties in detection and reporting included the lack of opportunities for detection and hesitation in providing information about homebound elderly people.

Conclusion Although the commissioners are not completely responsible for detection of homebound elderly people, the rate of detection through these commissioners can be higher. To improve this rate of detection, the commissioner's other responsibilities need to be limited and the anonymity of the commissioners who provided information regarding homebound elderly people should be restricted to avoid harming their relationships with the elderly.

^{*} Gerontology Programs, J.F. Oberlin Graduate School

^{2*} School of Human welfare Studies, Kwansai Gakuin University

^{3*} Tokyo Metropolitan Institute of Gerontology